

**一人株主の指図に基づく取締役の行為にかかる善管注意義務違反の有無**

【文献種別】 判決／東京地方裁判所  
【裁判年月日】 平成31年3月22日  
【事件番号】 平成29年(ワ)第30402号  
【事件名】 損害賠償請求事件  
【裁判結果】 請求棄却、控訴(控訴後棄却、確定)  
【参照法令】 会社法423条1項  
【掲載誌】 判タ1474号249頁  
◆ LEX/DB 文献番号 25558346

駿河台大学教授 菊田秀雄

**事実の概要**

X社は、書籍、雑誌等の出版及び販売等を目的とする、平成27年11月11日まで取締役会設置会社であった株式会社であり、訴外A投資事業有限責任組合はX社の一人株主であった。また訴外C株式会社はA組合の無限責任社員であり、同組合における投資事業有限責任組合契約においては、その業務を、C社がY<sub>2</sub>を「キーパーソン」として遂行させること、同社は、投資の決定、投資の回収の決定、その他重要事項についての内部機関として投資委員会を設け、その決議に従い業務を執行することが定められていた。

Y<sub>1</sub>はX社の代表取締役であり、Y<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>は同社の取締役でかつC社の従業員、そしてY<sub>4</sub>はX社の監査役でありC社の代表取締役でもあった。ZはC社の代表取締役であった。

X社は、平成25年7月、取締役会において、A組合より訴外B会社株式1050株を5250万円で取得することを決議したが、これはC社において、Z、Y<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>を構成員とする投資委員会において決定されたことを受け、Y<sub>1</sub>がC社取締役より契約締結の指示を受けるとともに、Y<sub>2</sub>もX社に対し同様の指示を行ったものである(Y<sub>4</sub>もこれに同意していた)。

その後、C社のZ、Y<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>を構成員とするチーム会議において、上記B社株式1050株をB社に取得させるとの方針が決定され、Y<sub>2</sub>による指示のもと、平成25年12月、X社は、上記株式を2650万円でB社に売却した。

その後平成26年12月、A組合が保有していたX社株式の全部が、2億円で訴外株式会社Dに

売却され、さらに平成29年9月、1万円で訴外株式会社Eに売却された。

X社は、上記の売買につき、Y<sub>1</sub>～Y<sub>4</sub>に任務懈怠があるとして、平成29年9月7日、会社法423条1項に基づき、(売買差額である2600万円ではなく)5250万円の賠償を求めて提訴した。

**判決の要旨**

「(1) 会社と役員との関係は委任に関する規定に従うとされ(会社法330条)、受任者である取締役が委任者である会社に対し、委任の本旨に従って善管注意義務を負うとされている(民法644条)。株式の全部を一人の株主が保有する場合には、会社の利益は実質的には当該株主の利益といえるから、委任の本旨に従った善管注意義務とは当該株主の利益の最大化を図る義務を意味すると解するのが相当である。また、会社と一人株主の利益が実質的に共通することに照らすと、一人株主が業務執行について意思決定した場合、当該業務の執行に伴う損害を許容しているといえる。他方、株式の全部を一人の株主が保有する場合には、取締役は、一人株主の意思決定に従わなければ解任される危険を負う一方で、一人株主の意思決定に従っても善管注意義務違反の責任を追及される危険を負うこととなれば、進退窮まる事態となり、取締役の保護に欠く。ただ、例外的に、法令及び定款に違反して株主の利益を最大化することは許されず、また、会社が債務超過にある場合には、株主は有限責任しか負わず、会社債権者の担保となるのは会社財産のみであって、一人株主といえども会社債権者を害してまで

会社財産を自由に処分できると解するのは相当でないから、こうした場合、取締役には、一人株主の決定した業務が法令及び定款に違反することや会社を害することを一人株主に通知し、業務遂行の指示の変更を求める義務があると解するのが相当である。

以上を踏まえると、取締役会設置会社において、業務執行の決定権限が取締役に帰属し（会社法362条2項1号）、業務執行の決定について株主総会決議ができる旨の定款の定めがない場合、株主総会には決議する権限がないため（会社法295条2項）、取締役が株主総会決議遵守義務（会社法355条）を負わなくとも、一人株主の業務執行の意思決定は、その決定内容を実現することが委任の本旨といえるから、一人株主の業務執行の意思決定があった場合の取締役の善管注意義務の水準は、その業務が法令定款に違反する、又は、会社が債務超過状態にあるなどの特段の事情がない限り、同意思決定を尊重すべきこととなると解するのが相当であり、一人株主の意思決定に従った取締役に任務懈怠があるとはいえない。

(2) 以上を本件株式取得契約についてみると、本件株式取得契約は、A組合の無限責任組合員であるC社の投資委員会において締結することが決定されたものであり、同委員会の構成員にC社の代表取締役であるZが含まれ、これに基づきC社の取締役及びA組合の業務執行を担うY<sub>2</sub>の指示があったほか、X社取締役会の決議がされ、C社の代表取締役の一人であるY<sub>4</sub>の同意を踏まえて、X社とA組合との間で締結されていること……からすると、X社の一人株主であるA組合の意思決定に従って締結されたといえる。そこで、前記特段の事情の有無についてみると、本件株式取得契約が法令定款に違反するといえる事情は見当たらず、本件株式取得契約直近の事業年度である平成25年3月期及び当該事業年度である平成26年3月期の貸借対照表（過年度修正前後を含む。）上、X社が債務超過ではないこと……からすると、特段の事情があるとはいえず、他にこれを認めるに足りる証拠もない。

さらに、本件株式売却契約についてみると、C社の代表取締役であるZが参加するチーム会議で売却することが決定され、その決定に基づいてY<sub>2</sub>の指示により締結され、Y<sub>4</sub>もこれに同意したこと……が認められるから、A組合の意思決定に

基づいて締結されたものといえる。そして、前記特段の事情があるとはいえないことは本件株式取得契約の場合と同様であり、他にこれを認めるに足りる証拠もない。

(3) 以上によれば、本件株式の取得及び売却について、A組合の意思決定に基づいて行われた業務であることから、Y<sub>1</sub>～Y<sub>3</sub>に任務懈怠があったとはいえず、Y<sub>1</sub>～Y<sub>3</sub>の任務懈怠を前提とするY<sub>4</sub>にも任務懈怠があったとはいえない。」

## 判例の解説

### 一 はじめに

本件は、X社の取締役などを務めていたYらが、当時一人株主であったA組合から取得したB社株式を、取得価額の半値で売却したことにつき、責任を追及された事案である。これら一連の取引はいずれもX社の一人株主であったA組合における意思決定に基づいて行われたが、その後の株主の交代により、責任が追及されている。このように一人株主が実質的に会社の業務執行を決定しているような会社において、取締役の責任が追及された事例としては、①名古屋高金沢支判昭48・4・11（判タ295号268頁）、②東京地判昭61・10・30（判タ654号231頁）、③東京高判平15・9・30（判時1843号150頁）、④東京地判平20・7・18（判タ1290号200頁）がある。このうち、①及び③は、いわゆる名目的取締役に対する責任追及事案であって、実際に業務を執行する取締役の責任が追及された本件とは事案を異にする。②は、別会社に対する貸付につき同社の代表者から得ていた連帯保証を免除した取締役に、当該債務免除が大株主の指示に基づくものであったことが認定され、忠実義務（善管注意義務）違反が否定されたものであり、④は代表取締役と一人株主が同一人の事案において、会社財産を不当に逸出させたとして代表取締役の責任を肯定したものである。また⑤水戸地土浦支判平29・7・19（判タ1450号240頁）は全株主2名の事前承認があったことを認定し、取締役会決議なくして行われた重要財産の譲受けにつき取締役（少数派株主でもある）の忠実義務（善管注意義務）違反を否定している。本判決は、株主からの積極的な指示に基づいて業務を執行した取締役の対会社責任が追及された事案としては、確認できる限り②に続くケースである。

## 二 取締役の善管注意義務と株主の指図

本判決は、本件における株式の取得から売却までの一連の行為につき、価格の相当性など取引そのものの適法性・妥当性について一切考慮することなく、当該行為が一人株主からの指図に基づくことを理由に、取締役らの任務懈怠を否定する(取締役は任務懈怠がない以上、監査役にも任務懈怠がないとする)。その理由として、本判決は、まず株式会社の取締役の一般的義務として株主利益の最大化<sup>1)</sup>を掲げ、とりわけ一人株主の場合は会社の利益と実質的に共通するから、取締役の業務執行により会社に損害が生じた場合でも、株主がこれを許容するならば、取締役に任務懈怠は生じないとする。またもし仮にこれが任務懈怠となるとすれば、一人株主の指図に従わない取締役は当該株主によって解任されるリスクを負い、酷な結果となることも指摘する。

ただし、本判決はそのような場合でも例外的に株主の指図に従うべきでない場合として、法令・定款に違反する場合及び会社が債務超過にある場合の2つを挙げ、このような場合には株主に通知して、指図の変更を求めるべきであるとする。

取締役は会社と委任関係に立ち(会社法330条)、したがって善管注意義務を負う(民法644条)。取締役の業務執行については、広く経営裁量が認められているが、委任契約上、委任事務の処理につき委任者の指図があるときは、事前であれ事後であれ、これに従うことが債務の本旨となり、受任者の善管注意義務の内容(本判決では「水準」という)となる。もっとも、その場合でも、当該指図に従うことが委任の趣旨に適合しないか、または委任者の不利益となるときは、直ちに委任者に通知し指図の変更を求めるべきとされる<sup>2)</sup>。名目的取締役の責任については、救済法理として、その義務ないし職務の包括的かつ事前の免除の許否が従来議論されてきたが、この点、会社法の強行法規性に反するとして、取締役の一般的義務の(事前のまたは包括的な)免除を認めることには批判が多い<sup>3)</sup>。本判決は、取締役が本来負うべき義務や責任を免除するというアプローチをとらず、個別の業務執行が株主の具体的な指図に基づく場合に、当該指図をもって取締役の善管注意義務の内容とし、義務違反自体が存在しないという構成を採用した点に特徴がある。

しかしながら、本判決の理由付けには不明な点

もある。本判決は、X社は取締役会設置会社であり、株主総会の権限は業務執行に及ばないから(会社法295条2項。本件について決定しうる旨を定めた定款規定も無いようである)、取締役は株主総会の決議を遵守する義務(同法355条)も負わないはずであるが、一人株主の意思決定がされた以上、取締役は、かかる意思決定に拘束されるとする。権限外の事項について株主総会が決議した場合、いわゆる勧告的決議については、同じく株主の意思が示されているものの、取締役は遵守義務を負わないとするが<sup>4)</sup>、取締役が解任されるリスクは、一人株主の指図に従わなかった場合と変わらない(そもそもそのようなリスクを負うことが、株主の指図に従う理由になるかどうかも疑問である)。また勧告的決議とはいえ株主の意思が示されても、当該決議の内容を委任の本旨とできない理由も明確ではないが、一人株主の場合には、当該一人株主を委任者である会社と同視して、その指図に拘束されるとし、他方、勧告的決議については、あくまで無効な決議であり、したがって取締役は遵守義務を負わないと解しているようである。

これと反対に、本判決は取締役が法令・定款に違反する株主の指図に従うことを否定するが、法令(強行法規)が株主の意思に優越することは当然としても、会社内部の自治規則であり総会決議によって決定(変更)の可能な定款規定を一人株主の指図に優越させるのは、会社法355条が明文をもって遵守義務を定めているからであろうか。

なお⑤判決は、一人株主でもある代表取締役につき、会社との間では利害対立関係にないからといって善管注意義務違反の問題は生じないと考えすることはできず、当該代表取締役が任務に違背して会社に損害を加えたときは、賠償義務を免れないと判示する。本判決の判断枠組みに従えば、⑤判決の事案も一人株主の意思に基づき代表取締役が業務執行したと同視しうるから、同判決と本判決との間には矛盾が生じているようにも思われる。

## 三 会社債権者との関係

上述のように、本判決は、取締役が一人株主の指図に従うべきでない特段の事情として、会社が債務超過状態にある場合を挙げる。会社債権者を害するおそれのある場合には、間接有限責任しか負わない株主の利益よりも債権者保護が優先されるべきであり、もはや株主利益の最大化が妥当し

ないことをその理由とする。

確かに債務超過時など、会社が破綻の危機に瀕しているとき、残余請求権者である株主にとって失うものは何もなく、経営の劇的な回復を狙って投機的な経営を指向するなどモラルハザードに陥り易い。そのような会社の取締役としては、善管注意義務の内容が株主利益の最大化ではなく、会社債権者の損害拡大防止（再建可能性・倒産処理等の検討）となる<sup>5)</sup>。本件についていえば、債権者との関係においては、いったん取得した株式を半年の間に取得価額の約半額で売却している点は、やはり少なくとも取得価額か売却価額のいずれかが不適切であったと考えるのが自然であり、そこに正当性を見出すことは難しい。とりわけ会社が債務超過に陥るなど経営破綻の危機に瀕しているならば取締役らの行為は許されないであろう。したがってそのような取締役としては、指図が法令・定款に違反する場合と同様に、解任のリスクを負ってでも指図に従わないことの許諾または指図そのものの変更を株主に求めるべきこととなろう。

なお控訴審判決（東京高判令元・9・25LEX/DB25566814）は、現に債務超過でなくとも近いうちに債務超過に陥る蓋然性が高ければ債権者が害されるおそれが強いとして任務懈怠となりうるとのXの追加主張に対し、そのような蓋然性が高いとはいえないとして、Xの控訴を棄却している。

#### 四 終わりに

本件において、仮に一連の行為によるX社の損害につきYらの任務懈怠が認められるとしても、当該行為時の一人株主であったA組合がこれを容認していることから、実質的にYらの責任は免除されていると見るべきところ、D社及びE社によるX社株式の買取価格は当該損害を踏まえた同社の資産状態を反映したものであるはずであるから、D社・E社も、A組合と同様、Yらの行為を不問に付す趣旨で全株式を譲り受けていると考えられる。その意味では、本件では、当該行為時の一人株主により明示または黙示の事後的な責任免除がされており、後の株主もそれを承認したものと構成すべきかもしれない<sup>6)</sup>。したがって本判決の結論には賛成するが、その理論構成については疑問なしとしない。

本件は極めて特殊な事案であり、その射程を限定的にとらえるべきであるが、支配株主からの事

実上の指示があった場合はもとより、たとえば拒否権付種類株式（会社法108条1項8号）が発行されているケースで、取締役会の意思決定に必要な種類株主総会決議が得られず当該決定ができない場合の取締役の善管注意義務違反の有無について同様の問題が生じうる。このようなケースも含め、株主による実質的な経営関与があった場合に、取締役の任務懈怠を安易に否定することは、取締役の義務及び責任を会社法が強行法的に定めた意味をほとんど失わせてしまうとの批判がある<sup>7)</sup>。しかしながら、不当な指図がされた場合に、これに従った取締役にのみ責任を負わせるのは妥当ではないであろう。株主による指図が取締役の善管注意義務の内容となるという本判決の理論構成を維持するならば、当該指図を行った株主の責任（いわゆる「事実上の主宰者」「実質的経営者」としての責任<sup>8)</sup>）について別途考慮を要しよう。

#### ●—注

- 1) 株主利益の最大化につき、江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』（有斐閣、2017年）22頁以下、田中亘『会社法〔第2版〕』（東京大学出版会、2018年）261頁以下参照。
- 2) 幾代通＝広中俊雄編『新版注釈民法（16）債権（7）』（有斐閣、1989年）229～230頁〔中川高男〕。
- 3) 神田秀樹「株式会社法の強行法規性」竹内昭夫編『特別講義商法I』（有斐閣、1995年）11頁。これを認めた③判決につき、飯田秀総「判批」ジュリ1325号（2006年）240頁、中村信男「判批」早法82巻3号（2007年）238頁、高橋英治「判批」商事1794号（2007年）54頁などの批判がある。また逆にこれを認めなかった④判決につき、潘阿憲「判批」ジュリ1392号（2010年）194頁。
- 4) 勧告的決議につき、当該決議を無効と解する立場がある一方（江頭・前掲注1）316頁）、一定の法的意味を持つ可能性も示唆されている（田中・前掲注1）158頁）。
- 5) 江頭・前掲注1）514頁、吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護（三・完）」法協102巻8号（1985年）1480頁、藤田友敬「株主の有限責任と債権者保護（2）」法教263号（2002年）122頁など。
- 6) 飯田・前掲注3）242頁、高橋・前掲注3）55頁参照。
- 7) 中村信男「総株主の同意による株式会社の役員等の対会社責任の免除に関する若干の考察：総株主同意による責任免除とその限界」早法85巻3号（2010年）963頁。このほか、いわゆる多重代表訴訟（会社法847条の3）のケースでも、最終完全親会社等の株主の同意（同条10項）なく、完全子会社の取締役が免責されるおそれもある。
- 8) 中村信男「判例における事実上の主宰者概念の登場—事実上の主宰者への取締役関連規定の適用事例」判タ917号（1996年）108頁参照。